

平成27年(ワ)第180号 南相馬市原発損害賠償請求事件

原 告 高田一男 外150名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面 (8)

～民法709条の審理の必要性について～

2017(平成29)年1月16日

福島地方裁判所 いわき支部 御中

原告人ら訴訟代理人 弁護士 広田 次 男

同 同 大木 一俊

同 同 坂本 博之

同 同 深井 剛志

同 同 野崎 嵩史

第1 本書面の目的

1 原告らの請求と被告の主張

(1) 原告らの請求

原告らは、本件事故により原告らが受けた被害は、「人間が生涯にわたつて地域や人と関係を築き、蓄積し、人間らしい生活を続け、命を次世代につないでいくプロセスそのもの」、すなわち「人格発達権侵害」であり、また、このような被害は、「地域の放射能汚染により、住民は放射線被ばくやそれによる健康影響の危険にさらされることになったことに起因するもの」であり、法的に把握するものとして「平穏生活権侵害」を観念できるとし、これが侵害されたとして、民法709条又は原子力損害賠償法（以下「原賠法」という。）所定の不法行為による損害賠償請求権に基づき各損害金額を請求している。

そして、上記各請求相互の関係は、主位的に、民法709条の不法行為による損害賠償を請求するものであり、予備的に、原賠法に基づく損害賠償を求めるものである。

(2) 被告の主張

これに対して、被告は、「原子炉の運転に起因する原子力損害に係る賠償責任については、原賠法に基づいて規律されることが想定されており、民法上の不法行為に基づく請求は排除されていると解される」（被告準備書面（2）7頁）、「これまでの裁判例上も、原子力損害については、民法709条の適用は排除されるとの結論で一致している」（同10頁）と主張する。

この主張は、そもそも本件損害賠償請求のうち民法709条に基づく請求は法律上排除されるため認められないというものである。

2 本書面の構成と目的

原告らは、本書面において、原賠法3条1項は原子力事業者の無過失責任を定

めたもので、原子力事業者に対する民法709条の適用を排除するものではなく、本件損害賠償請求のうち民法709条に基づく請求は不適法とはならないことを明らかにする（「第2」）。

また、民法709条に基づく請求であろうと、原賠法3条1項に基づく請求であろうと、慰謝料額をはじめとする損害の算定に際しては加害者の故意・過失の種類とその程度が斟酌されるため、本件においても、慰謝料額をはじめとする損害算定との関係で被告の過失が審理対象となることを示す（「第3」）。

第2 原賠法3条1項は原子力事業者に対する民法709条の適用を排除しない

1 はじめに

原賠法3条1項は、

「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。」

として、原子力事業者が、原子力損害について無過失責任を負うこと（本文）、及びその免責事由（ただし書き）を規定する。しかし、原賠法3条1項は、その文言上、原子力事業者に対する損害賠償請求について、民法709条の適用を排除するとは定めていないことから、この点の解釈が問題となる。

2 原賠法の目的に沿って解釈されるべきこと

原賠法1条は、

「この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。」

と定め、①被害者の保護と②原子力事業の健全な発達を同法の目的とする。

そもそも原賠法の目的として、一方で①被害者の保護を謳いながら、他方で②原子力事業の健全な発達を掲げていること自体、被害の救済よりも原子力事業の推進に重きを置いたもので、完全賠償を保障するものではないという矛盾をはらんでいる。この点はひとまず措くとしても、この2つの目的が、原賠法を中心とする原子力損害賠償制度全体についての解釈基準となる。原賠法3条1項が民法709条の適用を排除するか否かという問題も、この2つの目的に照らして解釈されるべきである。

まず、①被害者の保護との関係については、原賠法3条1項が原子力事業者に対する損害賠償請求について民法709条の適用を排除するという解釈は、当該目的に資するものではない。原賠法3条1項に基づく請求をするか、民法709条による請求をするかは被害者の選択に委ねれば良いのである。

つぎに、②原子力事業の健全な発達との関係についても、原賠法3条1項が原子力事業者に対する民法709条の適用を排除するという解釈は、当該目的に資するものではない。一般的に、加害企業が、自身の故意又は過失によって発生した損害を賠償する責任を負うことは、わが国の私法上の当然のこととして認められている原則であり、故意又は過失がある場合において原子力事業者が民法709条の責任を負担するとしても、それは、原子力事業の健全な発達を阻害することにはならない。また、いずれにしても、原子力事業者は、原賠法3条1項に基づく損害賠償責任を負うものであるから、故意又は過失がある場合に、これに加えて民法709条に基づく損害賠償責任が課されたとしても、原子力事業の健全な発達を阻害することにはならない。むしろ、原子炉の運転等による被害の発生について、その原因や責任の所在を曖昧にすることは、次なる原子力損害を生じさせる温床となるのであって、徹底的な原因究明と責任の所在の明確化なくして「原子力事業の健全な発達」などあり得ない。

以上より、原賠法1条に定める同法の目的との関係によれば、同法3条1項が原子力事業者の民法709条に基づく損害賠償請求責任の適用を排除すると

いうことはできない。

3 原賠法4条1項の規定との関係

原賠法4条1項は、

「前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任すべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。」
としている。一方で、原子力事業者の責任については一切規定していない。

前記原賠法1条の目的規定の解釈からすれば、「原子力事業の健全な発達」は、原子炉の運転等に関与する者が事故を未然に防止し、万一の事態において被害が生じた場合に正当な賠償責任を果たすことを否定するものではない。上記4条1項の規定も、原賠法上の無過失責任を負うのが原子力事業者に限られるとしたものに過ぎず、その文言上も解釈上も、原子力事業者の民法709条の責任を排除するものではない。

4 被告が引用する裁判例について

(1) 2008(平成20)年2月27日水戸地裁判決

被告は、本件賠償請求が不適法であると主張するにあたって、2008(平成20)年2月27日水戸地裁判決(以下「水戸地裁判決」という。)を引用する。

水戸地裁判決は、東海村に所在する原子力事業者たる株式会社ジー・シー・オー(以下「JCO」という。)の事業所において、核燃料物質の加工の事業に際して臨界事故が発生した当時、同事業所付近の工場で稼働していた原告らが、本件事故に起因して身体に変調が生じたと主張して、JCO及びその親会社である住友金属鉱山株式会社(以下「住友金属」という。)に対し、民法上の不法行為(709条又は715条)、予備的に原賠法3条1項に基づく損害賠償を求めた事案に対する判決である。

(2) 被告引用の判決は先例としての意味を有しない

水戸地裁判決の事案は、住友金属という原子力事業者以外の者をも被告として損害賠償責任を追及した事件であり、住友金属が損害賠償責任を負うかどうかという点において、原賠法4条1項の解釈問題が主要な争点であった。原子力事業者であるJCOに対する民法709条に基づく請求については、住友金属に対する民法に基づく請求（特に715条に基づく請求）との平仄を合わせたにすぎないものと考えられる。この事案においては、原子力事業者（JCO）に対する民法709条に基づく損害賠償請求は、原子力事業者以外の第三者（住友金属）に対する民法に基づく請求との関係で主張されたものであり、水戸地裁判決の原子力事業者に対する民法709条に基づく請求に関する判断もそれ以上の意味をもつものではない。

さらに、水戸地裁判決及び被告の主張する東京地裁の判決は、原子力事業者に対する民法709条に基づく請求について「原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした民法の損害賠償責任に関する規定の特則であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され」る（水戸地裁）ないし、「原賠法二条二項、三条一項の「損害」を前記のように解する以上、原告が被告の「原子炉の運転等」以外を加害原因として主張していない本件においては、原賠法三条一項による無過失賠償責任と別個に民法七〇九条による賠償責任が成立する余地はなく、原賠法三条に基づく請求（主位的請求）が認められない場合には、民法七〇九条に基づく請求（予備的請求）も認められない」（東京地裁）とするのみであり、原賠法の条文（原賠法1条、3条1項、4条）の文言や意義にも全く触れておらず、その解釈の理由も明示されていないものであり、先例としての価値に乏しいものといわざるを得ない。なお、これらの判決は、共

に、JCOに対する原賠法3条1項に基づく請求自体についても、原子力事故と原告主張の被害との間の相当因果関係が否定され、原告の請求は棄却されている。

5 小括

以上より、原賠法3条1項は、原子力事業者に対する民法709条の適用を排除するものではなく、被告の上記①の主張は誤りである。本件損害賠償請求のうち民法709条に基づく請求は適法である。

第3 慰謝料算定の関係で被告の過失を審理することが不可欠であること

1 不法行為に基づく慰謝料請求においては加害者の過失が斟酌されること

本件損害賠償請求は、被告の「故意とも同視しうる重大な過失」による不法行為によって人格発達権、平穏生活権を侵害されたとして、慰謝料を含む損害の賠償を請求するものである。

一般に、不法行為に基づく慰謝料請求事件においては、「加害者の故意・過失の種類・程度を斟酌」するのが判例及び通説である（四宮和夫「事務管理・不当利得・不法行為 下巻」599頁、注釈民法（19）210頁〔植林弘〕）。そして、その典型的な例として、交通事故に基づく被害者の慰謝料請求があげられる。すなわち、裁判例は「加害者に故意又は重過失（無免許、ひき逃げ、酒酔い、著しいスピード違反、ことさらに赤信号無視等）または著しく不誠実な態度等がある場合」については、慰謝料を増額しているのである（「民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準」いわゆる「赤本」2016版上巻202頁）。そして、この考え方は、別事件ではあるが、被告自身も争ってはいない（福島地方裁判所いわき支部平成24年（ワ）第213号等における被告の答弁参考照）。

そして、本件において請求している慰謝料とは、多くの公害訴訟において積

み重ねられてきた、広範かつ多様な被害が関連し合い絡まり合った損害を、複合的・包括的に包摂する、包括的慰謝料を指している。このような包括的慰謝料においても、あるいは本件のような広範かつ多様な被害を包摂する包括的慰謝料であるからこそ、故意・過失の態様が、その算定に当たって斟酌されるべきである。

2 原賠法3条1項に基づく慰謝料請求においても過失が斟酌されること

原賠法3条1項は、既に述べたとおり原子力事業者の無過失責任を定めている。つまり、危険責任が具体化された原賠法3条1項は、不法行為とは訴訟物を異にし、法律要件としても『原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えた』だけで成立するから、当該原子炉の運転等に「故意・過失」がある場合にも適用されることになる。従って、「過失」がある原子炉の運転等がなされたことにより、原賠法3条1項に基づく慰謝料請求がなされた場合においても、上記1の民法709条に基づく損害賠償請求と同様に、原子力事業者の過失の態様ないし種類・程度が斟酌されるべきである。

上記1で述べたとおり、交通事故に基づく被害者からの慰謝料請求について、裁判例は「故意又は重過失」を慰謝料算定の要素としている。交通事故に関しては、自動車損害賠償補償法3条が無過失責任を規定しているが、同条に基づく慰謝料請求においても、故意又は重過失が斟酌されているのである。原賠法3条1項に基づく損害賠償請求を別異に解して、慰謝料算定に原子力事業者の故意・過失の態様ないし種類・程度を考慮しないとする理由はない。

3 中間指針等に基づく慰謝料算定の基準と訴訟における算定の異同

なお、この点に関連するものとして、原子力損害賠償紛争審査会は、原賠法18条に基づいて作成した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等（以下、「中間指針等」

という。)において、「生命・身体的損害」を伴わない精神的損害の賠償基準について定めている(指針第3－6〔中間指針17頁以下〕)。

中間指針等の策定関係者は、その損害額の算定について自動車損害賠償方式(自賠責保険の傷害慰謝料等の基準)を参考にしたと説明する(甲B1号証・中島肇「原発賠償 中間指針の考え方」47頁以下)。そして、自賠責保険の傷害慰謝料の基準を参考としたのは、自賠責保険のもとでの傷害慰謝料は、「主観的・個別的事情を捨象した客観的な性質の強いもの(加害者の非難性を抜きにしたもの)」であって、生命・身体的損害を伴わない精神的損害に対する慰謝料の基準として適していると理解したためであるとする(同50頁)。

この点に関して、潮見佳男教授は、「加害者の非難性を含めた主観的・個別的事情を慰謝料で考慮することは裁判官の裁量に委ねられているものであって、裁判外の自主的紛争解決規範(中間指針等=引用者注)の一しかも画一的な内容に盛り込むことには適さない」という判断を示している(甲B2号証・潮見佳男「中島肇著『原発賠償 中間指針の考え方』を読んで」41頁)。さらに、潮見教授は、「事件が裁判に持ち込まれた場合には、加害者(東京電力)の非難性を含めた主観的・個別的事情が斟酌されて慰謝料額が算定されるべきであるという『指針』を、中間指針等が示していること」になると指摘する(同41頁)。

つまり、中間指針等も、原賠法3条1項に基づく慰謝料請求について、裁判で争われた場合には、その慰謝料算定のために原子力事業者の故意・過失を含む非難性が審理されることを当然の前提としているといえるのであり、また、潮見教授自身も、少なくとも裁判手続き上においては、原賠法による無過失責任による慰謝料請求に関しても、故意・過失が当然に斟酌されるべきことを当然の前提としてコメントをしている。

4 小括

以上より、少なくとも原子力事業者に対する慰謝料請求においては、民法709条に基づく請求であろうが、原賠法3条1項に基づく請求であろうが、その損害額の算定のために原子力事業者の過失の態様ないし種類・程度が審理の対象とされるべきものといえる。

原賠法3条1項に基づく請求との関係でも、責任原因としての被告の過失を審理判断する必要はないが、慰謝料算定の関係においては被告の過失の態様ないし種類・程度等を審理判断する必要がある。その限りで、本件においては被告の過失の態様ないし種類・程度が審理判断されることに変わりはない。

また、中間指針等も、原賠法3条1項に基づく慰謝料請求について、裁判で争われた場合には、原子力事業者の過失を含む非難性が審理されることを当然の前提としている。

従って、本件において、被告の過失を審理する必要性があることは明らかであり、民法709条に基づく請求も審理の対象とするべきである。

以 上